

中部運輸局自動車交通部

令和8年7月23日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官

西川、中野 Tel 052-952-8038

中部運輸局 愛知運輸支局 監査担当

小柳津、篠田、飯代 Tel 052-351-5313

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所

事業者名：和孝運輸 有限会社（代表者：大橋 寛子）

住 所：愛知県名古屋市港区小賀須3-1205

営 業 所：本社営業所（愛知県名古屋市港区小賀須3-1205）

2. 行政処分等の概要

処 分 日：令和8年7月23日

処分内容：①事業停止7日間

②車両使用停止処分350日車

（2両を175日間の使用停止）

③文書警告

④輸送の安全確保命令

3. 監査端緒

行政処分による事業の改善を命じ、事業の改善確認監査を実施したが、事業の改善が確認されなかったことから監査を実施。

4. 違反内容及び違反条項

（1）認可を受けないで、自動車車庫を国土交通省告示で定める距離を超えて設置していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号）

- (2) 事業計画どおりに業務を行っていなかった。
(貨物自動車運送事業法第8条第1項)
- (3) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (4) 運転者の休日労働の限度について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (5) 疾病、疲労等のおそれのある運行の業務をさせていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)
- (6) 事業用自動車について、定期点検整備(3ヵ月点検)を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)
- (7) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)
- (8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (9) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (10) 業務の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (11) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)
- (12) 事業報告書及び事業実績報告書を提出していなかった。
(貨物自動車運送事業報告規則第2条)
- (13) 事業用自動車の車体表示をしていなかった。
(道路運送法施行規則第65条)

6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 39点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 39点